

12月の主な行事



- | | |
|------------|--------------|
| 1日：映画の日 | 13日：双子の日 |
| 2日：原子炉の日 | 23日：天皇誕生日 |
| 6日：音の日 | 25日：クリスマス |
| 10日：世界人権デー | 26日：プロ野球誕生の日 |
| | 31日：大晦日 |



「年賀状」の雑学



今年も残すところ僅かとなってきました。そろそろ年賀状の準備を始める方も多いのではないのでしょうか？今回は年賀状にまつわる雑学をご紹介します。

■年賀状の起源は？

年賀状とは、奈良時代から始まった日本独自の習慣です。日本では昔から、新年を迎えると目上の人に出向き、お祝いのご挨拶をする「年始の挨拶回り」という習慣がありました。ところが、交際の範囲が広がってゆくにつれ、遠く離れてしまいご挨拶を行えない遠方の人には年始回りの代わりとして、新年への思いを込めて賀状を書いて送りました。明治時代に郵便制度が整い、郵便はがきが発行されると「はがきで年賀状を送る」という習慣が急速に広まっていき、遠方の方だけでなく近い方へも送る年賀状の文化として定着しました。

■年賀状は何日までに投函すれば元旦に届く？

日本郵便では、1月1日に年賀状を全国へ届けるために、年賀特別取り扱い期間を設けています。例年12月15日～12月25日までにポストに投函された年賀状は、離島などを除き、元旦に配達されます。12月15日以前に投函すると、通常郵便の流れで届いてしまう事もあるので、注意が必要です。12月26日以後について、日本郵便では元旦配達を保証はしていませんので、25日までに確実に投函することをおすすめします(その年によって投函時期が変更する場合があります)。

■年賀状は何日までに届けば失礼にならない？

年賀状は1月7日の松の内までに届けば問題はないとされています。1月8日以降に年賀はがきで新年のあいさつをするのはマナー違反となります。一般的に、1月8日以降は「寒中見舞い」として一般はがきで挨拶するのがマナーとされています。年賀状を出してない方から届いた場合は、松の内の期間内に年賀状を投函するか、寒中見舞いとして松の内が明けてから1月中に返信しましょう。

■余った年賀はがきは交換できる？

書き損じや余った年賀はがきは、郵便局へ持って行くと、所定の手数料(年賀はがきの場合は1枚あたり5円)を払えば、通常の切手やはがき、特定封筒(レターパック封筒)などに交換してくれます。販売期間内であれば、その年の年賀はがきにも交換してもらえます。ただ、昨年の年賀はがきを今年の年賀はがきに交換することはできません。

■最後に・・・2017年は、十二支の10番目「酉」。酉年の由来とは？

酉の本来の読み方は「ゆう」と読み、口の細い酒壺を描いたものです。収穫した作物から酒を抽出するという意味や、熟した果実を収穫できる状態である事から、「実る」とも表します。酒と漢字の似た酉が身近にいる鶏と同意の為、十二支となったと考えられています。酉の年は商売繁盛に繋がる年とも考えられています。トリは「取り込む」につながると言われ、商売でお客様を取り込めるところから来ています。酉年は、商売の年として実りの多い1年になる、または成果の出る年となるかもしれませんね！

以上

保険料控除証明書について

「保険料控除制度」に該当する個人のご契約について、「保険料控除証明書」を発行していますので、「年末調整」または「確定申告」の際にご使用ください。

保険料控除制度の概要

対象となるご契約の保険料をお支払いいただいた場合に、所得税と住民税の負担を軽減できる制度を保険料控除制度といいます。保険料控除制度では、その年の1月1日から12月31日までの1年間に支払いただいた保険料の一定額を課税所得から控除することができます。

保険料控除制度対象のご契約

- <地震保険料控除> ◆地震保険契約 ◆経過措置が適用される長期損害保険契約
- <生命保険料控除> ◆終身医療保険・医療保険(定期タイプ) ◆ViV終身・ViV定期 ◆V-CARE ◆介護費用保険 ◆積立介護費用保険 ◆傷害疾病保険 ◆積立傷害疾病保険 ◆所得補償保険 ◆長期所得補償保険 ◆積立所得補償保険 ◆積立ガン保険

(注) 下記契約は保険料控除証明書発行の対象外となります。

詳細は当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご参照ください。

- ・団体扱(給与控除・直接集金)契約、団体契約
- ・「地震保険料控除制度」「生命保険料控除制度」に該当しない自動車保険や火災保険のみのご契約 等

保険料控除証明書の発行内容

ご契約・ご継続いただいた年	保険証券等の下または右横に「保険料控除証明書」を付属しています。 保険証券等から切り離してご使用ください。 「保険料控除証明書ハガキ」はお送りしておりません。
ご契約・ご継続いただいた年の翌年以降	毎年10月中旬～下旬にかけて、ご契約住所にて「保険料控除証明書(ハガキ)」をお送りしています。 ハガキは年末調整または確定申告まで大切に保管ください。

保険料控除証明書の再発行

保険料控除証明書の再発行は当社オフィシャルホームページ、または下記の電話番号からお手続きいただけます。**(お手続き完了後、4～5日後に保険料控除証明書をお送りいたしますので、再発行のお手続きはお早めにお問い合わせいたします。)**

当社オフィシャルホームページ「保険料控除について」

(URL:<http://www.ms-ins.com/contractor/procedure/deduction/>)

【受付時間】24時間

(月曜AM2時～4時を除きます)

【受付期間】2016年10月13日～
2017年3月10日



保険料控除証明書 自動再発行専用ダイヤル

0120-984-403(無料)

【受付時間】24時間

【受付期間】2016年10月13日～2017年3月9日

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
岩手支店 盛岡支社
〒020-0022 岩手県盛岡市大通3-3-10
七十七日生盛岡ビル 8F
TEL 019-622-3135

取扱代理店 株式会社コスモほけんサービス
【本店】 〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町軽米8-79-2
TEL 0195-46-4023
【二戸店】 〒028-6101 岩手県二戸市福岡字下町8
TEL 0195-43-3733